

平成19年10月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第10128号 特許権侵害差止等請求事件

(口頭弁論終結の日 平成19年9月3日)

判 決

原 告	P	1
訴訟代理人弁護士	久 田 原 昭 夫	
同	久 世 勝 之	
訴訟代理人弁護士	永 田 元 昭	
補佐人弁護士	永 田 良 昭	
同	西 原 広 徳	
被 告	株 式 会 社 日 本 育 児	
訴訟代理人弁護士	藤 原 唯 人	
訴訟代理人弁護士	西 谷 俊 男	
補佐人弁護士	角 田 嘉 宏	
同	市 川 友 啓	
同	山 田 久 就	

主 文

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、バギー及び乳母車用のスタンディングボード(商品名「NEOママつれてって!」及び同「NEWママつれてって!」)を製造,輸入,販売及び販売の申出をしてはならない。
- 2 被告は前項のバギー及び乳母車用のスタンディングボードを廃棄せよ。
- 3 被告は原告に対し,1000万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成18年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、バギー及び乳母車用のスタンディングボードに関する後記の特許権(以下「本件特許権」といい、その特許を「本件特許」、後記請求項1記載の発明を「本件発明」という。)を有する原告が、被告が販売する商品(商品名「NEOママつれてって!」及び同「NEWママつれてって!」。以下、まとめて「被告製品」という。)が本件特許権を侵害すると主張して、被告に対し、本件特許権に基づく被告製品の販

売等の差止，廃棄及び不法行為に基づく損害賠償を請求する訴訟である。

1 当事者間に争いのない事実

(1) 原告の特許権

原告は，次の特許権を有している。

ア 特許番号 第3759878号

イ 発明の名称 バギー及び乳母車用のスタンディングボード

ウ 出願日 平成10年8月20日

エ 登録日 平成18年1月13日

オ 特許請求の範囲の記載

バギー及び乳母車用のスタンディングボード(3)であって，スタンディングボードのボード部(22)から，前方かつ上方に円弓状に曲がって延びる複数の装着アーム(5，11)によって，バギー若しくは乳母車のフレーム(2)に対して回動可能に装着され，前記複数の装着アームが使用時にスタンディングボード(3)に対してスタンディングボードの各々の固定部(14，15)を介して固定されると共に，該装着アームの端部の水平部分が，スタンディングボードの該各々の固定部に設けられた軸受部材(17)に挿入され，スタンディングボードの複数の前記固定部(14，15)が，前記複数の装着アームの互いの間隔を様々に変更して前記軸受部材(17)を取付ける手段を有することを特徴とするスタンディングボード。

(2) 構成要件

本件発明を構成要件に分説すると，次のとおりである(以下，分説した各構成要件をその符号に従い「構成要件」のように表記する。)

バギー及び乳母車用のスタンディングボード(3)であって，

スタンディングボードのボード部(22)から，前方かつ上方に円弓状に曲がって延びる複数の装着アーム(5，11)によって，バギー若しくは乳母車のフレーム(2)に対して回動可能に装着され，

前記複数の装着アームが使用時にスタンディングボード(3)に対してスタンディングボードの各々の固定部(14，15)を介して固定されると共に，

該装着アームの端部の水平部分が，スタンディングボードの該各々の固定部に設けられた軸受部材(17)に挿入され，

スタンディングボードの複数の前記固定部(14，15)が，前記複数の装着アームの互いの間隔を様々に変更して前記軸受部材(17)を取付ける手段を有する

ことを特徴とするスタンディングボード。

(3) 被告の行為

被告は、被告製品を、業として輸入し、販売し、販売のための申出をしている（なお、製造のおそれの有無については争いがある。）被告製品は、別紙被告製品説明書のとおりのものである。

(4) 被告製品は、本件発明の構成要件 ないし ， を充足する。

2 争点

(1) 被告製品は、本件発明の構成要件 を充足するか。

ア 原告の主張

(ア) 装着アーム部品（判決注・「装着アーム部品」とは被告製品の部品を特定するための単なる用語であり、その部品が本件発明の「装着アーム」の一部に該当することを意味するものではない。）Fは本件発明の装着アームの端部の水平部分、装着アーム部品Eは本件発明の軸受部材に該当するから、被告製品は本件発明の構成要件 を充足する（以下、この主張を「原告の主張(ア)」という。）

a 装着アーム部品Fは装着アームの一部をなしており、かつ被告製品が使用されている状況では地面と水平をなしている。したがって、同部品Fは装着アームの端部の水平部分とすることができる。

b 本件発明においては、軸受部材につき、アームの水平部分が軸受部材に対して回転運動や直進運動が可能であることとの限定をしていない。軸受部材は、文字どおり軸となる部材が中に挿入されている部材という以上の意味を有するものではないのである。

このことは、以下のように本件発明の課題、作用効果からみても明らかである。

従来のスタンディングボードは、バギーの2つの後輪をつなぐ水平なホイールシャフトに装着していたところ、それではホイールシャフトのないバギーにはスタンディングボードが装着できない。そこでフレームにアームを接続してスタンディングボードを装着する方法が考えられる。しかし、バギーのフレーム幅はバギーによって異なるため、あらゆるバギーに装着可能なスタンディングボードがなかった。本件発明は、構成要件 「スタンディングボードの複数の前記固定部（14，15）が、前記複数の装着アームの互いの間隔を様々に変更して前記軸受部材（17）を取付ける手段を有する」ことを可能にすることにより、様々なフレーム幅に対応でき

るようにしたのである。この構成要件は、固定部が、軸受部材の固定位置を調整することにより、装着アームの間隔を様々に変更することを可能にするというものである。

- c 本件発明に軸受部材が用いられているのは、スタンディングボードが地面に水平になるように調整するためである。したがって、軸受部材は、スタンディングボードを地面に水平になるように調整するため装着アームが位置を変えることなくスタンディングボードを回動可能にするものということになる。
- d 被告製品では、装着アーム部品Cにより、装着アーム部品Fの回転運動は装着アーム部品A、Bに伝達されず、その結果、アームを動かすことなくボードを回動することができる。装着アーム部品Eは、装着アーム部品Fが軸として挿入され、装着アームが位置を変えないまま、スタンディングボードを地面に水平になるように調整するためスタンディングボードを回動することを可能にしている。したがって、装着アーム部品Eは本件発明の軸受部材に該当する。

そして、装着アーム部品Fは、装着アーム部品Eに挿入状態にあるから、被告製品は、「装着アーム端部の水平部分（装着アーム部品F）が、軸受部材（装着アーム部品E）に挿入され」ており、構成要件を備えている。

- (イ) 仮に、装着アーム部品Eのみをもって軸受部材ということができないとしても、装着アーム部品Fは本件発明の装着アームの端部の水平部分、装着アーム部品C、Eは本件発明の軸受部材に該当するから、被告製品は本件発明の構成要件を充足する（以下、この主張を「原告の主張(イ)」という。）。

- a 前述のように、本件発明の軸受部材は、装着アームに対してスタンディングボードが地面に水平になるように調整できるように、アームを動かすことなくスタンディングボードを回動できるようにするものである。つまり、回動運動をするボードの回転軸を支持する部材をいうものということになる。

装着アーム部品Eと同部品Cは、共に回動可能に接続されている。そのため、スタンディングボードの回転軸となる装着アーム部品Fはその回転を同部品A、Bに伝達させることはない。これにより、同部品A、Bを動かすことなくボードを回動することができるようにしている。

装着アーム部品C、Eは、同部品Fを支持し、かつスタンディングボー

ドの回転動作を装着アーム部品 A , B に伝達しないものであるから , 本件発明の軸受部材に該当する。

b 被告は , 水平部分 (装着アーム部品 F) と装着アーム (装着アーム部品 A , B) との間に軸受部材 (装着アーム部品 C) が介在することを理由に , 水平部分を装着アームの端部に該当しないという。しかし , 本件発明は , 装着アームが分離不能な一体のものであるとはしていない。それゆえ , 全体としての装着アームに軸受部材が組み込まれることを排除するものではない。

c また , 被告は , 軸受部材が分離できない一体のものであることを前提とした主張をする。しかし , 本件発明の軸受部材は , 分離分解ができない一体のものであるとはされていない。

(ウ) 仮に装着アーム部品 E のみ , 又は C 及び E が本件発明の軸受部材に該当しないとしても , 装着アーム部品 E , F は本件発明の装着アームの端部の水平部分 , 装着アーム部品 C は本件発明の軸受部材に該当するから被告製品は本件発明の構成要件 を充足する (以下 , この主張を「原告の主張(ウ)」という。)

a 装着アーム部品 E , F は一体として , 装着アームの端部の水平部分を構成するということができる。そして , 装着アーム部品 C には , この装着アームの端部の水平部分に該当する装着アーム部品 E , F が挿入されている。

装着アーム部品 E , F は , スタンディングボードの回転運動における回転運動軸をなしており , 装着アーム部品 C はその軸を支えている。このように解する場合には , 装着アーム部品 C は , 軸方向を支えるスラスト軸受ということになり , 本件発明の軸受部材に該当する。

b 被告は , 「挿入」について , 一般的に「長いものを中に差し入れる」という意味であると主張する。しかし , 「挿入」は , 「中に差し入れる」という以上の意味を持つものではなく , 挿入するものの長短を問うものではないし , 部分的なものであっても挿入であることに変わりはない。

c 被告は , 「設ける」という言葉について , 「一の部材が他の部材の表面又は内部に位置するとするのが一般的な意味である」として , 軸受部材と固定部が接する関係になければならないと主張する。しかし , 「設ける」とは , 備え付けるとか設置するという広範な意味を持つ言葉であり , 被告の主張するような限定した意味のものではない。ある物体 A に別の物体 B を備え付ける場合 , その間に何かが介在していたとしても , それは備え付け

る、つまり設けるというのが、「設ける」の一般的な意味である。被告の主張は根拠がない。

イ 被告の主張

(ア) 原告の主張(ア)(装着アーム部品Eが本件発明の軸受部材)について

- a 「軸受」とは、「機械などで、固定部と回転部との間にあって回転部を支える装置。往復運動軸を支えるものも含む。」(広辞苑)、「回転運動または直線運動をする軸を支える役目をするもの。」(機械用語辞典、日刊工業新聞社)と定義される語である。したがって、「軸受部材」とは、「回転運動又は直線運動をする軸を支える部材」である。

装着アーム部品Eは、「回転運動又は直線運動をする軸」を支えていない。よって、装着アーム部品Eは、本件発明の軸受部材に該当しない。

- b 原告は、本件発明の軸受部材について、「スタンディングボードを地面に水平になるように調整する」という目的達成のため、「スタンディングボードを回動可能にする」という手段を実現するものと定義するが、この目的と手段は対応しておらず、原告の定義は当てはまらない。

本件発明において、「スタンディングボードを地面に水平になるように調整する」という目的は、ブッシング(軸受部材)を固定部14、15に対し、任意の円周方向の相対位置を変えるという手段によって行うものである。

また、そもそも、本件発明において、「スタンディングボードを地面に水平になるように調整するため」という機能を果たすための具体的構成が、本件発明の構成要件には記載されていない。

軸受部材について「スタンディングボードを回動可能にする」という手段が用いられるのは、スタンディングボードをコンパクトにするという目的を実現するときである。つまり、本件特許出願の願書添付の明細書(以下「本件明細書」という。)の記載によれば、スタンディングボードを含む軸受部材と装着アームとが互いに回動可能に形成されている。

また、本件明細書では、スタンディングボードを地面に水平になるよう調整するときは、装着アーム及び軸受部材をスタンディングボードの固定部より引き抜き、それから装着アーム及び軸受部材を固定部の水平なスタンディングボードに対応する位置に挿入しなければならないため、装着アームの位置を変えることが前提とされている。よって、「装着アームの位置を変えることなく」という原告の軸受部材の定義は、本件明細書の記載

に反している。

(イ) 原告の主張(イ) (装着アーム部品 C , E が本件発明の軸受部材) について

a 構成要件 では、「装着アーム」の一部分(端部)である水平部分が・
・「軸受部材(17)に挿入され」という文言があるから、本件発明においては、「装着アーム」と「軸受部材」は別の部材である。

被告製品について、装着アーム部品 C , E を「軸受部材」ととらえるならば、原告は、「装着アーム」としては、装着アーム部品 A , B を想定していることになる。そうすると、装着アーム(装着アーム部品 A , B)と水平部分(装着アーム部品 F)との間には、軸受部材(装着アーム部品 C , E)が介在することになり、装着アームと水平部分が離間することになる。よって、水平部分は、装着アームの「端部」に該当しないことになるから、この点で構成要件 を充足しない。

原告は、軸受部材を構造中に含む装着アームも本件発明の装着アームであると主張する。しかし、本件明細書の発明の詳細な説明を参酌すると、例えば水平部分が装着アームの一部となっていることが前提とされている記載がなされており(【0028】ないし【0030】)、別部材を介して水平部分が装着アームとつながることを想定するような記載はない。このような記載内容に鑑みれば、別部材を介する場合までも水平部分が装着アームの一部となると解する構成は、当業者は想定できないから、本件明細書の記載に基づいて当業者が実施し得る構成を超えている。したがって、上記の構成は、本件発明の技術的範囲に属しない。

b 装着アーム部品 C と同部品 E は互いに回動するものであり、これらを一体として1つの部材としてとらえることは不自然である。被告製品の「装着アーム」を分解するに当たり、まず容易に分解できるのは、装着アーム部品 D のねじを外すことで、同部品 A ないし C 及び G の一群と、同部品 E 及び F の一群の2つになる。同部品 C と E は構造上、完全に別物ととらえられるべきである。

原告も、被告製品の説明をするに当たって、装着アーム部品 A ないし C , 同 F 及び G をひとかたまりとし、他方で同部品 E をひとかたまりとするという具合に分類していた(平成18年11月22日付け原告準備書面(1) 2頁カラー図)。

c 装着アーム部品 F は、同部品 E を補強するための補強部材にすぎない。

装着アーム部品Fは、同部品Eに固定されており、回転運動をしない。よって、装着アーム部品C、Eは、「軸受部材」に該当しない。

(ウ) 原告の主張(ウ)(装着アーム部品Cが本件発明の軸受部材)について

a 本件発明においては、「装着アーム」と「軸受部材」は別の部材である。被告製品について、装着アーム部品Cを「軸受部材」ととらえるならば、原告は、「装着アーム」としては、装着アーム部品A、Bを想定していることになる。そうすると、装着アーム(装着アーム部品A、B)と水平部分(装着アーム部品E、F)の間には、軸受部材(装着アーム部品C)が介在することになり、装着アームと水平部分が離間することになる。そして、軸受部材を構造中に含む装着アームが本件発明の技術的範囲に属さないことは前記(イ)aのとおりである。よって、水平部分は、装着アームの「端部」に該当しないことになるから、この点で構成要件を充足しない。

b 「挿入」とは、一般的に「長いものを中に差し入れる」という意味であるところ、原告主張の構成では、水平部分(装着アーム部品E、F)と軸受部材(装着アーム部品C)は接しているものの、水平部分が軸受部材に「挿入」される関係になっていない。よって、被告製品は構成要件を充足しない。

c 「スタンディングボードの・・・固定部に設けられた軸受部材」との構成について、「一の部材が他の部材に設けられた」というような場合は、少なくとも一の部材が他の部材の表面又は内部に位置とするのが一般的な意味である。本件明細書の発明の詳細な説明でも、「固定部14、15が、挿入されたブッシング(判決注・軸受部材)の周囲に嵌合し、固定する」とあり、本件特許の出願過程において、原告は「スタンディングボードの固定部が、挿入された軸受部材の挿入深さを調整することにより互いの間隔を様々に変更して、バギー等の対象の幅に適合させて軸受部材を取り付ける」(平成17年8月4日付け意見書)として、構成要件の「設ける」とは、軸受部材が固定部に挿入されて設けられていることを意味すると共に、軸受部材と固定部が接することを前提としている。

ところが、原告主張の構成では、軸受部材(装着アーム部品C)が固定部(14、15)と離間しており、軸受部材が固定部の表面又は内部に位置していない。よって、軸受部材が固定部に設けられていないことになるから、被告製品は構成要件を充足しない。

(2) 被告製品は、本件発明の構成要件 を充足するか。

ア 原告の主張

被告製品においては、スタンディングボードの固定部に差し込まれた装着アーム部品 E、F は、その固定部において、挿入の度合いを調整することにより、その位置を適宜調整できるようになっている。調整の結果位置決めをした装着アーム部品 E、F は、固定部にある位置決めガイドにおいて固定ねじを締めることにより、その位置を固定される。装着アーム部品 E、F の位置決めにより、軸受部材に該当する部品の取付位置も決定され、これにより装着アーム（5，11）の間隔が変更される。このことは、原告の主張(ア)ないし(ウ)のいずれの解釈による場合でも同様にいうことができる。よつて、被告製品の構成(e) は、本件発明の構成要件 を充足する。

イ 被告の主張

被告製品が構成要件 を充足するには、被告製品に軸受部材が存在する必要がある。しかし、原告の主張(ア)によつた場合、被告製品には軸受部材は存在しないから、構成要件 も充足できない。

また、原告の主張(イ)、(ウ)によつた場合でも、本件発明においては、「装着アーム」と「軸受部材」は別の部材である。ところが、原告の主張(イ)、(ウ)によつると、「装着アーム」に「軸受部材」が含まれることになるため、「装着アーム」の端部を挿入する対象たるべき「軸受部材」は「装着アーム」の外部に存在しないことになる。よつて、被告製品は、構成要件 を充足しない。

(3) 原告の損害

ア 原告の主張

被告は、平成18年1月13日以降、被告製品を1台当たり6800円の価格で、少なくとも1万台を販売した。被告製品1台当たりの利益は1000円を下らない。よつて、被告は、被告製品により少なくとも1000万円の利益を得ている。被告の損害は同額である。

イ 被告の主張

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (構成要件 充足性) について

(1) 原告の主張(ア) (装着アーム部品 E が本件発明の軸受部材) について

ア 本件発明の軸受部材について

(ア) 構成要件 は「装着アームの端部の水平部分が、・・・固定部に設けら

れた軸受部材（１７）に挿入され、構成要件は、「前記固定部（１４，１５）が、・・・前記軸受部材（１７）を取付ける手段を有する」というのであるから、本件発明における「装着アーム」、「軸受部材」、「固定部」の関係は、装着アーム側から「装着アームの端部の水平部分」、水平部分が挿入された「軸受部材」、軸受部材が取付けられた「固定部」の順に配置されていなければならない。換言すると、軸受部材は、「装着アームの端部の水平部分」と「固定部」の間にあり、「固定部」に取付けられているものということができる。

(イ) 証拠（乙１，２）及び弁論の全趣旨によれば、辞書類では、「軸受」とは、「回転運動をする軸を支える装置」（大辞林第２版，１９９５年）、「機械などで、固定部と回転部との間にあって回転部を支える装置。往復運動軸を支えるものも含む。」（広辞苑第５版，１９９８年）、「回転運動または直線運動をする軸を支える役目をするもの。」（図解機械用語辞典第４版（日刊工業新聞社），２００５年）と定義されることが認められる。なお、上記図解機械用語辞典第４版は本件発明の出願後の辞典であるが、技術分野からして「軸受」の意味が出願時から変更があったとは認めがたく、出願時にも同様の定義であったと推認される。

(ウ) 「軸受」の辞書的意味が上記のとおりであるとしても、本件発明の特許請求の範囲からは、上記「軸受部材」の技術的意義（いかなる運動をする何を支える装置であるのか等）が一義的に明確であるということとはできない。

本件明細書の記載を参酌すると、証拠（甲２）によれば、本件明細書において、「軸受部材」の技術的意義に関する記載としては、発明の詳細な説明の欄に次の記載があることが認められる。

「【００１２】（発明を実施するための最良の形態）本発明を添付図面に示された実施例を参照して、より詳細に説明する。」、「【００２７】このため、装着アームが、好ましくはスタンディングボードのボード２２の一部である固定部１４，１５に適宜、所定位置で装着されるブッシング（軸受部材）１７に対して装着される。【００２８】ブッシング１７は対応する装着アームの水平部分を挿入する孔１９を有している。【００２９】これらの水平部分は、装着アームの円形部分に対して直角に折り曲がって、カットアウト１８を介することによって、ブッシング１７における固定位置に保持される。

【００３０】装着アームの外側端部に適合し、装着アームをブッシングの内部へ押し込んで、装着アームをカットアウト１８に保持するバネ手段によつ

て、装着アームはブッシングに弾性的に取付けられる（バネ手段は図示せず）。【0031】スタンディングボードが、バギーから解放され得る時、装着アームが外側方へ引かれると、装着アームの間の間隔が増えて、上方のシャフト端部12、13が、バギーにおける装着手段から解放される。【0032】そして装着アームが回転させられて、シャフト端部が、ボード22の下側と接触し、使用しない時のボードは、占有空間ができるだけ小さくなる。【0033】ブッシング17がその外側に多数の突起部20を有しており、好ましくはブッシングの円周部の周囲に、均等に分配される。【0034】スタンディングボードの固定部14、15には、ブッシングの外側にある突起部に対応した溝21を有するブッシングに対応した穴がある。【0035】上方の装着アームのシャフト端部12、13が、バギーに装着される装着手段に挿入される時、ブッシングはまた、水平なスタンディングボードに対応する位置に向けられ得る。【0036】固定部14、15が、挿入されたブッシングの周囲に嵌合し、固定することにより、ブッシングが既知の方法で固定される。【0037】ブッシングが正しく取付けられる時、カットアウト18を具備したそのヘッド16が、固定部14、15の外側に位置すると、ブッシングの固定部14、15から出ている残りの部分が、多少固定部14、15に押し入れられる。【0038】この方法によって、装着アームの間の間隔を、変化させて、バギーの幅に適合させ、そうすることでスタンディングボードが使用される。」「【0042】ブッシングにおける突起部と溝、及び、スタンディングボードの固定部もまた、固定部にブッシングを固定する手段により、変更してもよい。」

以上の記載（特に【0027】ないし【0032】）及び願書に添付された図面（以下「添付図面」という。）によれば、添付図面に示された実施例を参照して、より詳細に説明された本件発明における「軸受部材」は、装着アームの水平部分が孔19に挿入されるものであるところ、上記水平部分は、バギーへの取付け及び取外しに当たり押し込まれたり引き抜かれたりして軸受部材の内部で（すなわち、挿入されている状態で）直線運動をすること、及び上記水平部分は、スタンディングボードを折畳むに当たり軸受部材の内部で回転運動をすることが認められる。

(エ) 上記事実によれば、本件発明の「軸受部材」は、固定部に取付けられ、スタンディングボードの使用（バギーへの取付け及び取外しや折畳み等）に当たり、上記水平部分が軸として内部で直線運動や回転運動をするのを固定

部との間で支える部材を意味するものと認められる。また、このことは、前記「軸受」の辞書的な意味とも合致するものである。

イ 被告製品における装着アーム部品 E と同部品 F の関係

本件全証拠によっても、バギーへの取付け及び取外しや折畳み等、スタンディングボードの使用に当たり、装着アーム部品 F が、同部品 E の内部で直線運動又は回転運動をするとは認められない。かえって、別紙被告製品説明書及び被告製品図面（第 5 - 1 図，5 - 2 図）によれば、被告製品の使用に当たり、バギーへの取付け及び取外しや折畳み等いずれの場面でも、装着アーム部品 F は同部品 E の内部で直線運動も回転運動もできないことが認められる。したがって、装着アーム部品 F を本件発明の装着アームの端部の水平部分とした場合、同部品 E は本件発明の軸受部材に該当しないこととなる。

また、他に、装着アーム部品 E の内部で直線運動や回転運動をする部材があると認めることはできない。よって、装着アーム部品 E を本件発明の軸受部材とすることはできない。

ウ 原告の主張について

(ア) 原告は、軸受部材は、文字どおり軸となる部材が中に挿入されている部材という以上の意味を有するものではない、本件発明の軸受部材は、スタンディングボードを地面に水平になるように調整するため装着アームが位置を変えることなくスタンディングボードを回動可能にするものであり、軸受部材につき、装着アームの端部の水平部分が軸受部材に対して回転運動や直線運動を可能にするものに限定されていないと主張する。

しかし、「軸受」は、辞書類では前認定のとおり定義であって、「軸となる部材が中に挿入されている」という意味とはされていない。しかも、本件明細書の発明の詳細な説明及び添付図面における実施例を参照した説明でも、軸受部材は、辞書類で定義される「軸受」としての機能を有することが開示され、本件明細書にはそれ以外に「軸受部材」に関する説明はないのであるから、「軸受部材」は、本件明細書の発明の詳細な説明で開示された装着アームの端部の水平部分が軸受部材の内部で直線運動や回転運動をするのを支える部材と解さなければ、「軸受部材」の技術的意義が理解できない。原告の主張は、採用することができない。

(イ) なお、構成要件は、「スタンディングボードの複数の前記固定部（14，15）が、・・・前記軸受部材（17）を取付ける手段を有する」というものであって軸受部材は固定部に取り付けられていることは前示のとおり

である。そして、前記ア(ウ)認定に係る本件明細書の発明の詳細な説明（特に【0033】ないし【0036】）によれば、スタンディングボードを地面に水平になるように調整するには、軸受部材を固定部14, 15に対し、任意の円周方向の相対位置で挿入可能かつ固定可能とし、軸受部材を固定部14, 15に挿入し固定して取り付けることによって行うことが認められる。そうだとすると、スタンディングボードを地面に水平になるように調整する際に軸受部材の果たしている役割は、軸受部材自身が固定部に固定されている取付位置が変更されるにすぎないから、前認定に係る辞書の定義（「回転運動または直線運動をする軸を支える役目をするもの」等）に照らし「軸受」としての機能ではないというべきである。したがって、本件明細書の発明の詳細な説明における実施例では、「軸受部材」は、スタンディングボードを地面に水平になるように調整する際に一定の役割を果たすけれども、それが「軸受」の機能ではない以上、同役割を果たすことを根拠として本件発明の「軸受部材」に当たるとすることはできない。

(2) 原告の主張(イ)（装着アーム部品C, Eが本件発明の軸受部材）について

ア(ア) 構成要件 は、「該装着アームの端部の水平部分が、・・・軸受部材（17）に挿入され、」というものであるから、本件発明においては、「装着アーム」は「軸受部材」とは別の部材と認められる。そして、「水平部分」は「装着アームの端部」にあって、それが軸受部材に挿入されるというのであるから、装着アームは、軸受部材とは区別される状態で、連続してひとまとまりとなっている部材であり、その端部に「水平部分」があるものと解される。換言すれば、装着アームは、複数の部品が連続しているものでもよく、それらの部品の中には、他の機能を兼ね備えた部品が存在することもありうるものの、「軸受部材」であることを兼ね備えた部品が存在するということはないと認められるのである。

構成要件 は、「・・・複数の装着アーム（5, 11）によって、バギー若しくは乳母車のフレーム（2）に対して回動可能に装着され、」というものであるから、被告製品では、少なくとも、装着アーム部品A, Bが本件発明の「装着アーム」に該当することは明らかである。

ところで、被告製品について、装着アーム部品C, Eを「軸受部材」とするならば、これに挿入されている「装着アームの端部の水平部分」は装着アーム部品Fとなる。すると、装着アーム部品A, Bと同部品Fは、間に装着アーム部品C（軸受部材）を介在させており、軸受部材と区別される状態で

連続してひとまとまりということとはできない。以上のとおり、被告製品について、装着アーム部品C、Eを「軸受部材」とした場合には、「水平部分」(装着アーム部品F)を「装着アームの端部」ということができなくなるため、構成要件を備えているということとはできない。

(イ) 原告の主張について

原告は、本件発明は、装着アームが分離不能な一体のものであるとはしていないと主張する。しかし、分離独立しているものを「端部」すなわち「端の部分」ということはできないから、「水平部分」が「端部」である以上、「水平部分」は装着アームの一部として装着アーム全体で連続してひとまとまりとなっていなければならない。

また、原告は、全体としての装着アームに軸受部材が組み込まれることを排除するものではなく、軸受部材を構造中に含む装着アームも本件発明の装着アームに含まれると主張する。しかし、装着アームとは別に、装着アームの端部が挿入されるべき軸受部材が存在すると解されることは前示のとおりであるから、装着アームに軸受部材が含まれる場合があると解することはできない。

イ(ア) 被告製品について、装着アーム部品C、Eを「軸受部材」とするならば、これに挿入されている「装着アームの端部の水平部分」は装着アーム部品Fとなることは前示のとおりである。

本件発明の軸受部材は、スタンディングボードの使用に当たり、挿入されている装着アームの端部の水平部分が、軸として内部で直線運動や回転運動をするのを支える部材である。しかし、装着アーム部品Fは、装着アーム部品Eの内部に挿入状態にはあるものの、スタンディングボードの使用に当たり、同部品Eとの間で回転運動も直線運動もしないから、装着アーム部品Eを「軸受部材」、装着アーム部品Fを「装着アームの端部の水平部分」とすることはできない。

(イ) もっとも、装着アーム部品Eは、装着アーム部品Cに対して回転運動をするため、その中にある装着アーム部品Fも、装着アーム部品Cに対して回転運動をするという余地もある。しかし、本件発明の軸受部材は、固定部に設けられ、スタンディングボードの使用(バギーへの取付け及び取外しや折畳み等)に当たり、装着アームの端部の水平部分が、軸として内部で直線運動や回転運動をするのを固定部との間で支える部材である。したがって、装着アームの端部の水平部分が軸受部材の内部で行う運動は、固定部との関係

における同様の運動でなければならない。ところが、装着アーム部品Fが装着アーム部品C（ひいては装着アーム部品A，B）に対して行う回転運動は、固定部と装着アーム部品Fの位置関係の変動をもたらすものではなく、固定部との関係での回転運動ではないから、装着アーム部品Cに対する回転運動を根拠として装着アーム部品Fを「装着アームの端部の水平部分」とすることはできないことに変わりはない。

(3) 原告の主張(ウ)（装着アーム部品Cが本件発明の軸受部材）について

ア 本件発明においては、「装着アーム」は「軸受部材」とは別の部材であること、装着アームは、連続して一体となっている部材であり、その端部に「水平部分」があるものと解されること、被告製品では、少なくとも、装着アーム部品A，Bが本件発明の「装着アーム」に該当することは、前示のとおりである。そして、装着アーム部品Cを「軸受部材」とすると、これに挿入されている「装着アームの端部の水平部分」は、装着アーム部品E，Fということになる。

被告製品について、装着アーム部品Cを「軸受部材」、装着アーム部品E，Fを一体として、「装着アームの端部の水平部分」とするならば、装着アーム部品A，Bと同部品E，Fは、間に装着アーム部品C（軸受部材）を介在させており、軸受部材と区別される状態で、連続して一体となっているということとはできない。したがって、被告製品について、装着アーム部品Cを「軸受部材」とした場合には、「水平部分」(装着アーム部品E，F)を「装着アームの端部」ということができなくなるため、構成要件を備えているということとはできない。

イ また、本件発明では、「軸受部材」が「装着アームの端部の水平部分」と「固定部」の間であって、固定部に取付けられていなければならないことは前示のとおりである。ところが、被告製品について、装着アーム部品Cを「軸受部材」、装着アーム部品E，Fを一体として、「装着アームの端部の水平部分」とすると、「固定部」、「装着アーム（装着アーム部品E，F）」、「軸受部材（装着アーム部品C）」の順に配置され、固定部に取付けられているのは装着アームであって、軸受部材ではないことになる。したがって、そのように解すると、被告製品は構成要件を備えていないといわざるを得ない。

2 結論

以上の次第で、被告製品が、本件発明の構成要件を備えるということとはできない。よって、その余について判断するまでもなく、原告の請求は、いずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第26民事部

裁判長裁判官 山 田 知 司

裁判官 高 松 宏 之

裁判官 村 上 誠 子